

## 教外別傳

平成三十年一月二十日於 加茂法話会

道元(一一〇〇～五三)の和歌集。一巻。寛元三年(一一四五)の初雪の歌から建長五年(一一五三)中秋までの詠歌六十首を収める。延享四年(一七四七)、面山瑞方が編集して刊行。

「傘松」とは越前大仏寺(後の永平寺)の山号「傘松峰」より採つたものである。『傘松祖師道詠』。宝治二年(一一四八)年八月、道元禅師は永平寺を立ち、翌三月帰山するまで、約半年鎌倉に滞在しました。(北条時頼)二十一歳頃、妻(=北御方)鎌倉郡へ赴き、檀那俗弟子の為に説法

あら磯の波もえよせぬ高岩に かきも付くべきのりならはこそ

「荒磯の浪(波)もえよせぬ高岩にかきもつくべき法(のり)ならばこそ。」

① 祈迦さま以来の正法は、中国での修行から戻られた道元さまによつて日本に伝えられ、瑩山(けいざん)さまによりひろめられました。「荒磯の波も得よせぬ高岩に」は、荒波が打ち寄せる海岸の、波も寄せ付けないほどの高い岩に、ということです。

「かきもつくべき法ならばこそ」の【かきもつく】は書き尽くすと搔き付く、搔カクつめでひつかく「法」は教えの法と海苔の一様のかけことばです。「べき」は可能をあらわします。

高岩に搔き付く海苔があるように、尊いおしえであればこそ、それを求め伝えようとする人々によつて、書き尽くし、書き残そうとする努力が積み重ねられ正しく伝わるのです。

② 大波も寄せ付けないほど、ひときわ高くそびえたつ磯部の高岩に、今日は蠣戒がついている。どうしたことであろう。「草の葉」大山興隆著 曹洞宗宗務所 昭和四十六年刊

③ 蠣でも取り付けない。

「高岩ニ書モ付クベキ」・・・宝慶寺本・天正本 高岩に書もつくべきのりならはこそ

「高岩ニ攬(攬・かく・かきみだす)ス可着」・・・元文本建撕記

「高岩にかきもつくべき法(のり)ならばこそ」・・・面山本

荒磯に聳え立つ高岩には、蠣でさえも取り付けない譬のように、教外別伝を宗旨とする曹洞宗は八万四千の經典、祖錄をいかに学ぼうとも、それだけでは到底及びもつかない正伝の仏法である。時を選ばずに坐禪に励むことがなければならない。曹洞宗は、お祈迦さまより歴代の祖師(そし)方によつて相続されてきた「正伝(しようでん)の仏法(ぶつぽう)」を依りどころとする宗派です。それは坐禪の教えを依りどころにしており、坐禪の実践によつて得る身と心のやすらぎが、そのまま「仮の姿」であると自覺することにあります。